

(参 考 訳)

2023年9月15日

証券監督者国際機構 御中

市中協議文書「のれんに関するコンサルテーション」に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、「のれんに関するコンサルテーション」（以下「本協議文書」という。）に対する我々のコメントを提出する。ASBJはプライベート・セクターの機関であり、我々の開発する会計基準は、我が国の証券規制当局である金融庁が認めることにより日本において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準となる。
2. 本コメント・レターでは、本協議文書の質問1に対する我々のコメントを示す。我々のはのれんの残高が長年にわたって増加しているという本協議文書の懸念を共有している。我々は、2016年と2020年の2回、リサーチ・ペーパーにおいてのれんの残高に関する定量的調査を行った¹。その結果、世界金融危機以前から、のれんの残高が積み上がる傾向が確認された。我々は、本協議文書で示唆されるように、現行の減損のみのアプローチの下では、のれんに係る費用が適時に認識されず、その金額も不十分であるという「too little, too late」の問題が存在する可能性が高いと考えている。我々は、のれんの累積残高が、財務諸表、特に財政状態計算書が提供する情報の有用性も損なうことを懸念している。新型コロナウイルス感染症の世界的流行の期間では、のれんの増加が止まったり、残高の減少が生じたりしていた可能性があるが、経済が回復するにつれて残高が増加に転じる可能性がある。
3. 現在IFRS会計基準及び米国会計基準では、のれんについて減損のみのアプローチが採用されている。のれんは償却の対象ではなく、年1回（又は潜在的な減損の兆候がある場合にはより頻繁に）減損テストが行われる。国際会計基準審議会（IASB）

¹ リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」

<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2016-1003.html>

リサーチ・ペーパー「のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新」

<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2020-0324.html>

は、2020年に公表したディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」において、のれんの減損損失の認識の遅れが懸念される理由として、経営者の過度な楽観性とシールドディングの2点を挙げている。本協議文書と同様に、利害関係者は経営者による楽観的な見積りに注目する傾向にあるが、我々は、認識の遅れの主な理由は、シールドディングを生み出す会計上の仕組みにあると考えている。IASBは、IFRS第3号「企業結合」を開発した当初、減損のみのアプローチは、シールドディングを生じさせる可能性があることを認めていたが、長年の適用を経て、シールドディングは当初予想していたよりも問題が大きいことが判明した。例えば、減損のみモデルの下では、たとえ買収が当初想定した成果を生み出していない場合でも、同一の資金生成単位内の既存事業が生み出すヘッドルームにより、のれんの簿価が回収可能となる可能性がある。したがって、我々は、現行の取扱いを維持することは適切であるとは考えず、のれんの償却を再導入すべきであると考えている。

4. 我々は、主に次の理由からのれんは減損の対象としつつ償却すべきと考える。
 - (1) のれんは企業結合において資産及び負債を取得するために支払う投資原価の一部である。企業結合後における企業の利益は、投資原価を超えて回収された超過額であると考えられるため、当該投資原価と企業結合後の収益との間で適切な期間対応を図る観点から、投資原価の一部であるのれんについて償却を行うことが必要である。
 - (2) のれんの構成要素の一部が超過収益力を示すとすると、競争の進展によって通常はその価値が減少するものであり、のれんの償却を行わないとその減価を無視することになる。
 - (3) 企業は、通常、買収にあたり被取得企業の事業などについて十分な分析を行ったうえで買収するか否かを決定するため、耐用年数の見積りは可能であると考えられる。また、のれんの減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという意見があるが、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行うことにより、毎期の減価を認識する方法が合理的と考えられる。また、耐用年数や償却されるパターンに関する見積りの難しさはのれんに限定されたものではなく、有形固定資産の減価償却についても同様である。実際、有形固定資産の耐用年数の決定において、単なる物理的な減耗を予測するだけでなく、技術革新によって資産が陳腐化するリスクを含め、多くの要因について考慮することが必要である。さらに、償却方法についても、資産の将来の経済的便益を企業が費消すると予想するパターンを反映するものであることが必要とされている。

- (4) IASB により公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」第 1.7 項において、一般目的財務報告書は報告企業の価値を示すように設計されていないとされており、自己創設のれんの計上は、一般目的財務報告において目的適格的ではないと考えられる（本コメント・レター第 5 項(1)参照）。
- (5) 費用配分を行う償却と回収可能価額に着目する減損テストは、目的が異なっているため、減損テストによって償却を補うことはできないと考えられる。また、回収可能価額には企業結合後に生じた自己創設のれんから創出される金額も含まれるため、企業結合で取得したのれんが減価していても、企業結合後に生じた自己創設のれんから創出される金額によって補われる場合には減損損失が認識されないため、減損テストでは、企業結合で取得したのれんについて生じた減価を示すことはできないと考えられる。
5. 我々は、のれんの償却について批判のあることを承知しており、そうした批判に対して、次の点を強調する。
- (1) のれんが常に耐用年数が有限の減耗性資産であるかどうか疑問であるとの批判について

市場における競争優位を与える源泉は健全な競争環境下で時間の経過とともに失われていくと考えられ、また、将来のリターンを生み出す知識やプロセスも環境の変化や人材の入れ替わりに対応して改善や調整が必要と考えられ、それらを表すのれんが永続的に効果を有するとは考えていない。我々は、当初に取得されたのれんと、それにより生み出されるキャッシュ・フローを再投資して創出されるのれん（自己創設のれん）は別個のものと考えている。

- (2) のれんの耐用年数及びのれんの減価のパターンは、一般に予測不能であり、恣意的な耐用年数でのれんの定額償却を行っても有用な情報を提供しないとの批判について

耐用年数及び減価のパターンの予測の困難さは、のれんに限ったものではなく、償却する資産全般に関係する。また、企業は、通常、被取得企業の事業などについて幅広い情報の入手と十分な分析を行ったうえで取得を行うか否かを決定することから、耐用年数の見積りは可能であると考えられる。

- (3) 償却費は業績の評価に役立たないので、財務諸表利用者は償却費を足し戻すとの批判について

我々が2017年に我が国のアナリストに対して行った調査²では、アナリストの分析手法は様々であり、キャッシュ・フローの情報と会計上の利益に関する情報の両方に着目するアナリストが一定程度存在することが分かってきた。このように、キャッシュ・フローに着目するから償却の情報が不要とは単純に言えず、分析の目的によって、財務諸表利用者は償却の情報をを用いる場合がある。また、償却費を足し戻す財務諸表利用者は、同じ非資金費用である減損損失も足し戻すため、この見解は、減損のみアプローチの優位性を示すものでもなければ、償却を伴う減損アプローチの劣位性を示すものでもない。このような財務諸表利用者にとっては、大きなコストを要せず償却費の調整は可能であり、償却を伴う減損アプローチは、より多くの財務諸表利用者にとって財務情報の目的適合性の向上に繋がり得ると考える。このアプローチの下で、各期の財務業績はのれんの償却費を含むものとなり、その観点で経営者に取得の説明責任を求めるものとなる。

6. 我々は本協議文書で示された2022年11月の暫定決定に至ったIASBにおける議論を承知している。当該暫定決定は、現行の減損のみアプローチを償却（及び減損）のアプローチに変更することに説得的な論拠があるかどうかを評価したものであり、いずれのアプローチが優れているかを評価したものではないと理解している。IASBが現在、検討している開示の改善や減損の改善などにより、提供される情報がより目的適合性のあるものとなる可能性があるが、これらの取組みのシールドイング緩和の効果は限定的であり、このため、これらが直接、「too little, too late」の問題の解消に役立つ可能性は低いと考えている。このため、引き続き、のれんの償却（及び減損）のアプローチを検討することは必要であると考えている。

我々のコメントが本協議文書の趣旨と今後の議論に貢献することを期待する。

川西 安喜
企業会計基準委員会 委員長

² リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」
<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/discussion/2017-0612.html>